

○青梅市いじめの防止に関する条例

平成26年12月25日条例第38号

改正

平成31年3月25日条例第22号

令和3年12月24日条例第28号

青梅市いじめの防止に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 いじめ防止基本方針等（第9条—第12条）

第3章 基本的施策（第13条—第18条）

第4章 いじめの防止等に関する措置（第19条—第25条）

第5章 重大事態への対処（第26条・第27条）

第6章 雑則（第28条・第29条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）および東京都いじめ防止対策推進条例（平成26年東京都条例第103号）の趣旨を踏まえ、いじめの防止等の対策について基本理念を定め、青梅市（以下「市」という。）、青梅市教育委員会（以下「委員会」という。）、学校および学校の教職員ならびに保護者の責務を明らかにするとともに、市の施策に関する基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この条例において「いじめの防止等」とは、いじめの未然防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処をいう。

3 この条例において「学校」とは、青梅市立学校設置条例（昭和39年条例第11号）第2条に規定する市立学校をいう。

4 この条例において「児童等」とは、学校に在籍する児童または生徒をいう。

5 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の児童等を現に監護する者をいう。

（基本理念）

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめがいじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、児童等の生命、心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることに鑑み、全ての児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、児童等の生命および心身を保護し、児童等をいじめから確実に守るとともに、児童等のいじめに関する理解を深め、児童等がいじめを知りながら放置することなく、いじめの解決に向けて、自他の大切さおよび互いの違いを認め合う中で、主体的に行動できるようにすることを旨として行われなければならない。

3 学校におけるいじめの防止等のための対策は、いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、学校全体で組織的に取り組むことを旨として行われなければならない。

4 いじめの防止等のための対策は、学校に加え、国、東京都（以下「都」という。）、市、委員会、地域住民、家庭その他の関係者および関係機関の連携の下、社会全体でいじめの問題に取り組むことを目指して行われなければならない。

（いじめの禁止）

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

（市の責務）

第5条 市は、第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、都ならびにいじめの防止等に関係する機関および団体と連携して、いじめの防止等のための対策を策定し、および総合的かつ効果的に推進する責務を有する。

（委員会の責務）

第6条 委員会は、基本理念にのっとり、学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

（学校および学校の教職員の責務）

第7条 学校および学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民ならびにいじめの防止等に関係する機関および団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止および早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

(保護者の責務)

第8条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであり、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を及ぼすものであるとの認識の下、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、委員会および学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第1項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前3項の規定は、いじめの防止等に関する委員会および学校の責任を軽減するものと解してはならない。

第2章 いじめ防止基本方針等

(青梅市いじめ防止基本方針)

第9条 委員会は、国のいじめ防止基本方針および都のいじめ防止対策推進基本方針を参酌し、いじめの防止等のための対策の基本的な考え方その他いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために必要な事項を青梅市いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）として定めるものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第10条 学校は、基本方針を踏まえ、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(青梅市いじめ問題対策連絡協議会)

第11条 市は、いじめの防止等に関係する機関および団体の連携を図るため、委員会、学校、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成される青梅市いじめ問題対策連絡協議会（以下この条および次条第1項において「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 学校におけるいじめの防止等のための対策の推進に関する事項
- (2) いじめの防止等に関係する機関および団体の連携に関する事項
- (3) その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項

3 第1項に定めるもののほか、協議会の組織および運営に関し必要な事項は、別に定める。

(青梅市教育委員会いじめ問題対策委員会)

第12条 委員会と協議会との円滑な連携の下に、基本方針にもとづく市におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、委員会の附属機関として、青梅市教育委員会いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。

- 2 対策委員会は、委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策の推進について調査審議し、答申する。
- 3 対策委員会は、いじめの防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、委員会に意見を述べることができる。
- 4 対策委員会は、委員会の諮問に応じ、第26条第1項に規定する重大事態にかかる調査を行うものとする。
- 5 対策委員会は、第2項および前項に規定するもののほか、委員会から求められたときは、いじめに関する相談に応じ、または調査を行うものとする。
- 6 対策委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等のうちから、委員会が委嘱または任命する委員11人以内をもって組織する。
- 7 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 8 前2項に定めるもののほか、対策委員会の組織および運営に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 基本的施策

(学校におけるいじめの未然防止)

第13条 委員会および学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの未然防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育および体験活動等の充実を図らなければならない。

- 2 委員会および学校は、いじめを未然防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの未然防止に資する活動であって児童会または生徒会等が自主的に行うものに対する支援、児童等およびその保護者ならびに教職員に対するい

じめを未然防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの早期発見のための措置)

第14条 委員会および学校は、いじめを早期に発見するため、児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 委員会は、いじめに関する通報および相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 委員会および学校は、児童等およびその保護者ならびに教職員がいじめにかかる相談を行うことができる体制（以下「相談体制」という。）を整備するものとする。

4 委員会および学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

(関係機関等との連携等)

第15条 委員会は、いじめを受けた児童等またはその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導またはその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係機関、学校、家庭、地域社会および民間団体の間の連携に努めるものとする。

(いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保および資質の向上)

第16条 委員会は、いじめを受けた児童等またはその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導またはその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識にもとづき適切に行われるよう、教員の研修を通じた資質の向上、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

2 委員会および学校は、教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第17条 委員会および学校は、児童等およびその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、および効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

2 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等またはその保護者は、当該いじめにかかる情報の削除を求め、または発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第4条第1項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局の協力を求めることができる。

（広報および啓発活動）

第18条 委員会は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめにかかる相談制度または救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第4章 いじめの防止等に関する措置

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第19条 学校は、学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

（委員会への報告）

第20条 学校は、児童等、その保護者その他の者から当該児童等にかかるいじめの相談を受けたときは、ただちにその旨を当該学校の校長から委員会に報告しなければならない。次条第1項の規定による通報または同条第2項後段の規定による確認を受けたときも、同様とする。

（いじめに対する措置）

第21条 児童等の保護者その他の者は、児童等からいじめにかかる相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校、委員会または教育相談所への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 委員会は、前条の規定による報告を受けたときまたは前項の規定による通報を受けたときは、速やかに、学校へいじめの事実の有無について確認をするものとする。教育相談所が前項の規定による通報を受けたときも、同様とする。

3 学校は、前項の規定による確認を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等にかかるいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を委員会に報告するものとする。

4 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、およびその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、学校運営連絡協議会等の地域住民の協力を得つつ、いじめ

を受けた児童等またはその保護者に対する支援およびいじめを行った児童等に対する指導またはその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

5 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、当該学校の教職員が第4項の規定による支援または指導もしくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案にかかる情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

7 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときはただちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

8 委員会は、学校以外の教育施設に在籍している児童等からのいじめにかかる相談を受けた場合は、在籍している教育施設その他関係機関に通報するものとする。

(委員会による措置)

第22条 委員会は、前条第3項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、学校に対し必要な支援を行い、もしくは必要な措置を講ずることを指示し、または当該報告にかかる事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(校長および教員による懲戒)

第23条 校長および教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第11条の規定にもとづき、十分な教育的配慮の下、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

(出席停止制度の適切な運用等)

第24条 委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定にもとづき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(学校相互間の連携協力体制の整備)

第25条 委員会は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等またはその保護者に対する支援およびいじめを行った児童等に対する指導またはその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

第5章 重大事態への対処

(委員会による対処)

第26条 委員会は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、および当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、対策委員会に対し、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態にかかる事実関係を明確にするための調査等について諮問し、その答申を受けるものとする。

(1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 委員会は、前項の規定による答申を受けたときは、当該答申にかかるいじめを受けた児童等およびその保護者に対し、当該答申にかかる重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 委員会は、重大事態が発生したときは、その旨および第1項の規定による答申について、青梅市長（以下「市長」という。）および青梅市議会（以下「議会」という。）に報告しなければならない。

(青梅市いじめ問題調査委員会)

第27条 市長は、前条第3項の規定による報告を受けた場合において、当該報告にかかる重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、市長の附属機関として、青梅市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置くことができる。

2 調査委員会は、市長の諮問に応じ、前条第1項に規定する答申の内容について再調査を行い、答申する。

3 委員会、学校その他の関係者は、再調査の適正かつ円滑な実施に協力するよう努めるものとする。

- 4 調査委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等で、対策委員会委員以外のもののうちから、市長が委嘱または任命する委員10人以内をもって組織する。
- 5 委員の任期は、市長が委嘱または任命したときから、第2項の規定による答申を行った日までとする。
- 6 市長は、調査委員会を設置したときは、その旨および第2項の規定による答申について、議会に報告しなければならない。
- 7 第4項および第5項に定めるもののほか、調査委員会の組織および運営に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 雑則

(学校評価における留意事項)

第28条 学校評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、ならびにいじめの実態の把握およびいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条、第12条、第25条および第26条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 (平成31年3月25日条例第22号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

付 則 (令和3年12月24日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。